

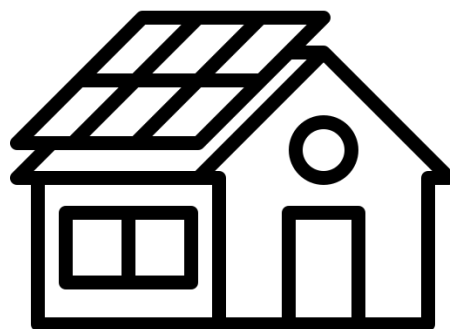
武蔵野市効率的なエネルギー活用推進助成制度のご案内

市域の総エネルギー使用量の削減と効率的な活用をめざし、
住宅用の省エネ・創エネ設備に対する設置・改修費用の一部を助成します

[申請受付期間] 4月～翌2月末日

【助成対象設備】

- ・太陽光発電システム
- ・燃料電池コージェネレーションシステム
- ・既設窓の断熱改修



目次

1. 助成対象設備の要件	3
2. 助成対象者の要件	4
3. 助成金額	5
4. 申請手続（個人）	6
5. 申請手続（管理組合等）	9
6. その他、注意事項	12
7. 申請に必要な書類の一覧	13
8. 武蔵野市効率的なエネルギー活用推進助成制度 よくあるお問い合わせ（Q&A）	14

1. 助成対象設備の要件

助成対象設備の要件は以下のとおりです。

① 太陽光発電システム

- ・ 「一般財団法人電気安全環境研究所」が行う太陽電池モジュールの認証を受けたもの、またはこれに準じた性能を持つもの。または同等程度の性能を持つものとして市長が認めるもの。 (<https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html>)
- ・ 電力会社との系統連系が行われ、太陽光発電による電力を自家用として消費しているもの。



② 燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）

- ・ 「一般社団法人燃料電池普及促進協会」の機器登録制度において登録されているもの。 (http://fca-enefarm.org/registration_list.html)



③ 既設窓の断熱改修

- ・ 環境省の「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」執行団体：公益財団法人北海道環境財団において補助対象製品に登録されているもの。または同等程度の性能を持つものとして市長が認めるもの。

(<https://ekes.jp/>)



- ・ **既築住宅への改修であること。（新築住宅は助成の対象外です。）**
- ・ **次のいずれかの方法で改修したもの。**
 - 内窓として設置
 - 既存の窓枠ごと（サッシとガラスごと）の交換
 - 既存の窓のガラスのみの交換
- ・ **1 居室単位で室内すべての窓を断熱改修すること。（建物の全部屋ではありません。）**
- ・ **居室へ設置すること。（非居室部は助成の対象外です。）**
 - 居室の例：リビング、ダイニング、寝室、書斎 等
 - 非居室の例：トイレ、浴室、廊下、玄関、納屋 等

2. 助成対象者の要件

申請が可能な区分は次のとおりです。

助成対象者	申請可能な助成対象設備
市民（個人）	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム 燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム） 既設窓の断熱改修
管理組合等	<ul style="list-style-type: none"> 既設窓の断熱改修（申請前に市に事前相談してください。）

助成対象者の要件は次のとおりです。

助成対象者	要件
市民（個人）	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳法の規定により、武蔵野市の住民基本台帳に記載されていること。 貸住宅または使用貸借住宅の場合は、その所有者から助成対象設備の設置・改修について同意を得ていること。 共有住宅の場合は助成対象設備の設置・改修について共有者全員の同意を得ていること。 区分所有住宅に居住し、共用部の設置・改修を行う場合は、理事長や管理組合の同意を得ていること。
管理組合等	<p>次の(ア)から(エ)までに掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(ア) 高断熱窓の導入が管理組合等の総会等で決議されていること。</p> <p>(イ) 市が当該集合住宅に居住する者の住民基本台帳を閲覧する事に関して、居住者から同意を得ていること。</p> <p>(ウ) 当該集合住宅の区分所有者が居住している住宅部分のみを対象とし、賃貸及び空き家を対象としていないこと。</p> <p>(エ) 過去にこの要綱による市の助成を受けている世帯は申請に含まないこと。</p>
共通	<ul style="list-style-type: none"> 自家用として設置していること。 延べ床面積の 1/2 を超える面積が居住するための住宅である場合は、店舗等併用住宅も対象。 同じ助成対象設備について武蔵野市の「環境改善整備資金融資あっせん制度」を利用していないこと 建築基準法その他関連法令を遵守して設置・改修すること。

3. 助成金額

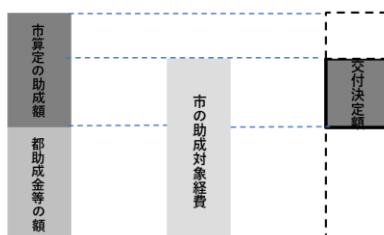
助成対象設備 (※1)	助成対象経費 (※2)	助成対象者	助成金額 (※3、4)
太陽光発電システム	助成対象機器の購入費用と設置費用	市民（個人）	次のうちいずれか低い額 ・15万円 ・3万円×最大出力kW(上限5kW)(小数点以下第2位までが算定対象)
燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	助成対象機器の購入費用(工事費用は含まない)	市民（個人）	6万円
既設窓の断熱改修	助成対象設備の本体・部材の購入費用と設置費用	市民（個人）	次のうちいずれか低い額 ・10万円 ・(設備の購入費用+設置費用)の1/5相当額
		管理組合等	次のうちいずれか低い額 ・300万円 ・10万円×戸数(上限30戸) ・(設備の購入費用+設置費用)の総額の1/5相当額

※1 「設置後6カ月を経過した設備」、「中古品の設備」及び「転売を目的とする設備」の設置は助成の対象になりません。

※2 助成対象経費には消費税を含みません。

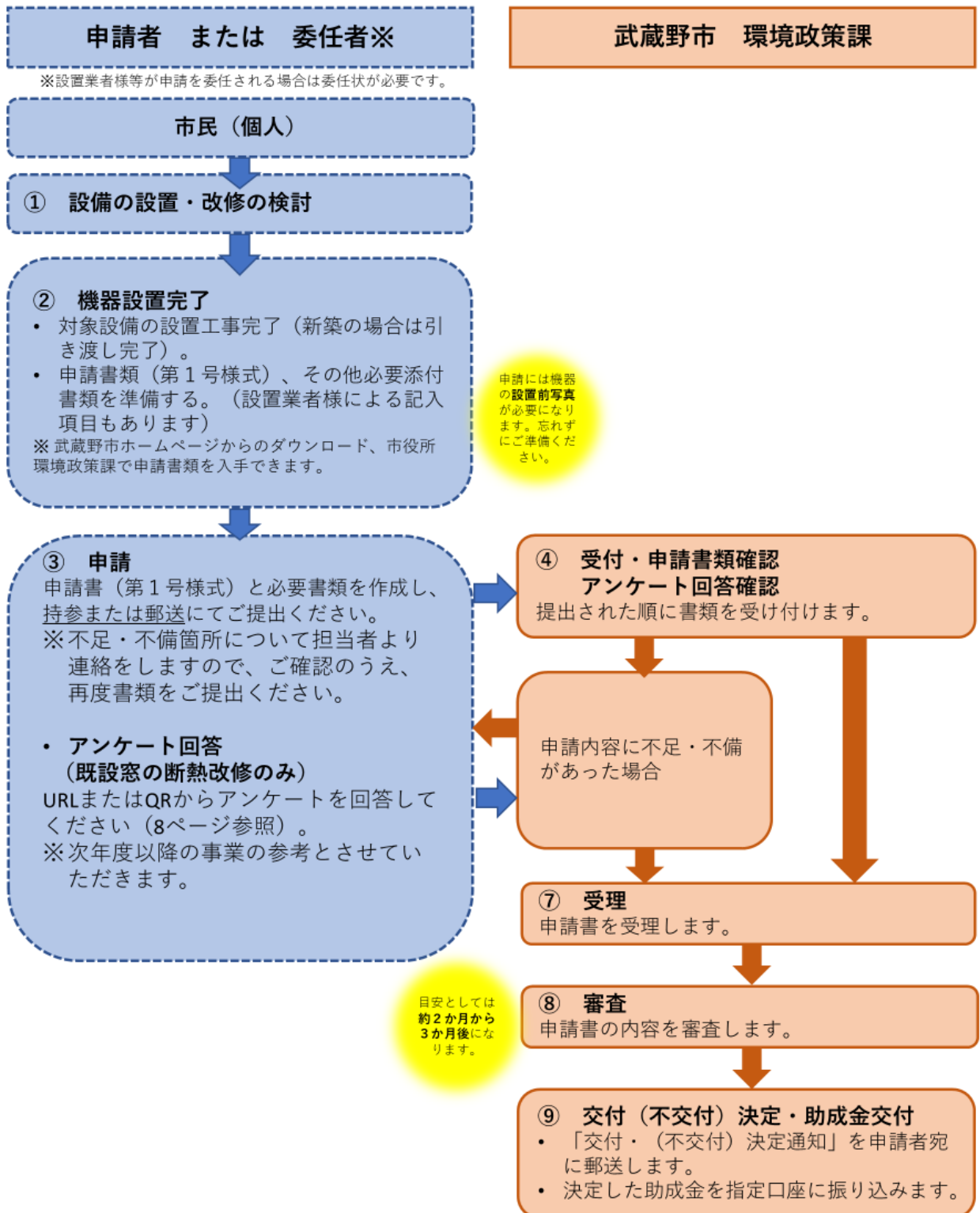
※3 助成金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

※4 本助成制度は、国や東京都等の他の団体が実施している助成制度とあわせて利用することができます。ただし、本市の助成額の算出において、東京都等の他の団体の助成額と本市の助成額の合計額が助成対象経費を上回ることはできません。[他の団体の助成額と本市の助成額の合計 ≤ 助成対象経費] とします。なお、国や東京都等の助成制度と本市制度の助成対象経費の範囲は一致しません。



4.申請手続（個人）

(1) 申請の流れ



(2) 申請受付期間と申請方法

- ・ 助成対象設備を設置・改修した後に申請をしてください。
- ・ **申請は助成対象設備の設置・改修工事が完了した日から6か月以内に行ってください。**6か月以内であれば、前年度の工事完了分でも申請が可能です。
- ・ 工事が完了した日とは当該工事の領収書の日付とします。（太陽光発電システムの場合は、領収書の日付または「接続契約のご案内」に記載の『需給開始希望日』のうちいずれか遅い日付とします。）
- ・ **申請受付期間は、4月から翌2月末までです。**
- ・ 申請は予算の範囲内で受け付けます。
- ・ 次の①か②のいずれかの方法で書類を提出してください。
 - ① 武蔵野市役所 環境政策課（西棟2階）の窓口での提出
 - ② 郵送による提出
- ・ 申請者本人以外の方からの申請書の代理提出（代理申請）も可能ですが、代理申請を行う場合には必ず委任状を添付してください。
- ・ **申請は1世帯につき助成対象設備〔太陽光発電システム、燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）、高断熱窓〕それぞれ1回に限り行うことができます。**

(3) 申請に必要な提出書類

【全助成対象設備 共通に必要な書類】

- ① 武蔵野市効率的なエネルギー活用推進助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 本人を確認するための書類の写し（顔写真付きの本人確認書類1点、または顔写真なしの本人確認書類2点）
 - ※ 氏名、現住所を確認できる有効期限内のもの
 - ※ 個人番号（マイナンバー）カードの場合は、個人番号の記載がある面は提出しないでください。
- ・ 顔写真付きの本人確認書類の例（1点を提出）
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カードの表面、パスポート（2020年2月4日以降に発行された住所記載のないものは不可）、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、その他国・地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書 等
- ・ 顔写真なしの本人確認書類の例（2点を提出）
年金手帳、児童扶養手当証書、住民票、資格確認書 等

個人

- ③ 助成対象設備の出荷証明書または保証書等の写し（メーカー名、製品名、型番が確認できるもの）
- ④ 助成対象設備の領収書の写し ※領収書の宛名が申請者であること。
- ⑤ 助成対象設備の設備ごとの費用明細が確認できるもの（見積書、内訳書 等）
- ⑥ 助成対象設備を設置する前の状態を確認できる写真
- ⑦ 助成対象設備を設置した後の状態を確認できる写真

【太陽光発電システムに必要な書類】

- ⑧ 「接続契約のご案内」の写し

【既設窓の断熱改修に必要な書類等】

- ⑨ 助成対象設備の性能が確認できるもの（製品仕様記載のカタログや第三者機関の証明書 等）
- ⑩ 平面図（設備の設置箇所が分かるもの）
- ⑪ アンケート（以下の URL または QR から回答してください）

アンケート URL : <https://logoform.jp/form/SK8e/1511877>



【その他】

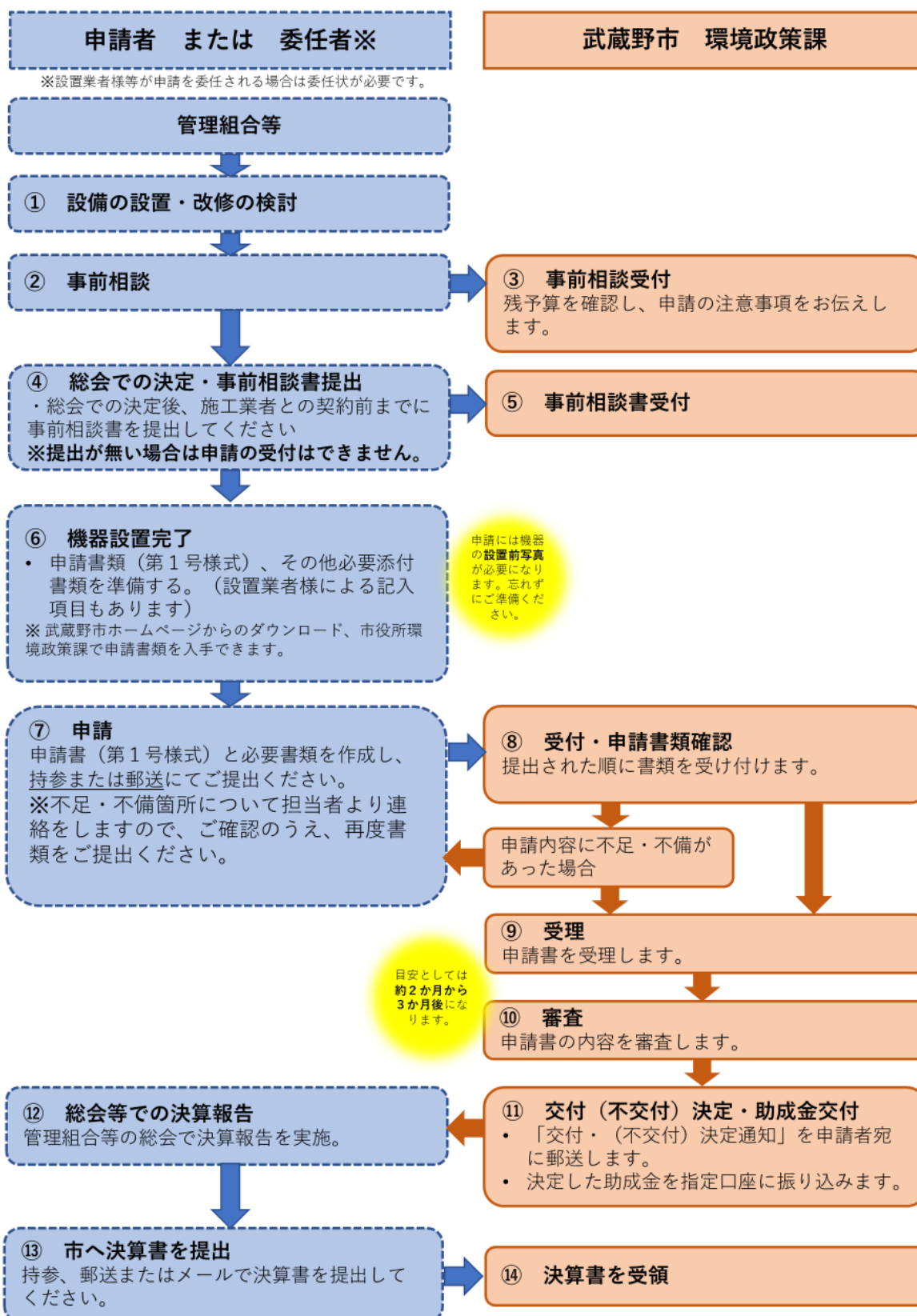
- ⑫ 委任状（申請者本人以外の代理申請の場合）
- ⑬ 同意書（賃貸借または使用貸借住宅、区分所有住宅の専用部分、共有建築物等で、設備設置について申請者以外の同意が必要な場合）

※既設窓の断熱改修を申請する場合は、③⑤⑥⑦⑨⑩について、どの場所にどの設備を設置したか分かるように、共通の通し番号を記入してください。

※申請に必要な書類は、13 ページに一覧でまとめています。そちらもご確認ください。

5. 申請手続（管理組合等）

(1)申請の流れ



(2) 申請受付期間と申請方法

- ・ **助成対象設備の導入が理事会等で議案となった段階で、市に事前相談をしてください。** 残予算の確認とともに、申請の注意事項をお伝えします。
- ・ 以下の2点について、総会での決議を受けてください
 - ① 高断熱窓を導入することの決議
 - ② 市が当該集合住宅に居住する者の住民基本台帳を閲覧すること
- ・ 総会での決議の後、施工業者との契約締結前までに、市に事前相談書を提出してください。**事前相談書の提出がない場合、助成金の支給はできません。**
- ・ 助成対象設備を設置・改修した後に申請をしてください。
- ・ **申請は助成対象設備の設置・改修工事が完了した日から6か月以内に行ってください。** 6か月以内であれば、前年度の工事完了分でも申請が可能です。
- ・ 工事が完了した日とは当該工事の領収書の日付とします。
- ・ 次の①か②のいずれかの方法で書類を提出してください。
 - ③ 武蔵野市役所 環境政策課（西棟2階）の窓口での提出
 - ④ 郵送による提出
- ・ 申請者本人以外の方からの申請書の代理提出（代理申請）も可能ですが、代理申請を行う場合には必ず委任状を添付してください。
- ・ **申請は、1管理組合等につき1回限り行うことができます。**

(3) 申請に必要な提出書類

【事前申請】

- ・ 事前相談書

【事後申請】

- ① 武蔵野市効率的なエネルギー活用推進助成金交付申請書（第1号様式）
 - ② 理事長の本人確認書類の写し（顔写真付きの本人確認書類1点、または顔写真なしの本人確認書類2点）
 - ※ 氏名、現住所を確認できる有効期限内のもの
 - ※ 個人番号（マイナンバー）カードの場合は、個人番号の記載がある面は提出しないでください。
- ・ 顔写真付きの本人確認書類の例（1点を提出）
 - 運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カードの表面、パスポート（2020年2月4日以降に発行された住所記載のないものは不可）、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、その他国・地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書 等

管理組合

- ・ 顔写真なしの本人確認書類の例（2点を提出）
年金手帳、児童扶養手当証書、住民票、資格確認書 等
- ③ 助成対象設備の出荷証明書または保証書等の写し（メーカー名、製品名、型番が確認できるもの）
- ④ 助成対象設備の領収書の写し ※領収書の宛名が申請者であること。
- ⑤ 助成対象設備の設備ごとの費用明細が確認できるもの（見積書、内訳書 等）
- ⑥ 助成対象設備を設置する前の状態を確認できる写真
- ⑦ 助成対象設備を設置した後の状態を確認できる写真
- ⑧ 助成対象設備の性能が確認できるもの（製品仕様記載のカタログや第三者機関の証明書 等）
- ⑨ 平面図（設備の設置箇所が分かるもの）
- ⑩ 各住戸の所有者のリスト
※所定の書式。
賃貸・空き家となっている住宅について、リストに記載すること。
- ⑪ 住戸タイプ別の平面図
※部屋番号と、賃貸・空き家となっている住宅について、図面に記載すること。
- ⑫ 管理規約の写し（表紙、共用部分の定義、物件名、所在地、物件概要が分かる部分）
- ⑬ 助成対象設備の設置及び助成金の交付申請について、総会等で決議されたことが分かる議事録等の写し
- ⑭ 管理組合等の現在の理事長が選任されたときの議事録等の写し
- ⑮ 助成金交付後の決算書等の写し（助成金に係る収支が分かるもの。助成金交付後にご提出ください。）
- ⑯ 委任状（申請者本人以外の代理申請の場合）

【助成金支給後】

- ・ 助成金交付後の決算書等の写し（助成金に係る収支が分かるもの。）

※申請に必要な書類は、13 ページに一覧でまとめています。そちらもご確認ください。

6. その他、注意事項

- ・ 年度の途中で制度の内容等が変更になる可能性がありますので、申請前に必ず市のホームページ等をご確認ください。
- ・ 助成に際し、必要に応じて現地調査を行う場合があります。
- ・ 工事が完了した日から次に掲げる処分制限期間が経過するまでは、正当な理由なく当該助成対象設備の廃止、譲渡、その他の処分をすることはできません。

助成対象設備	処分制限期間
太陽光発電システム	17年
家庭用コージェネレーションシステム (エネファーム)	6年
高断熱窓	10年

- ・ **交付条件に違反した場合には、交付決定を取り消し、助成金の返還を求める場合があります。**
- ・ その他、よくお問い合わせいただく質問を最終ページに Q&A としてまとめておりますので、合わせてご確認ください。

7. 申請に必要な書類の一覧

※管理組合等の申請の場合で、情報収集が困難でどうしても用意できない書類がある場合はご相談ください。

助成対象設備 提出書類		太陽光発電システム	燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	既設窓の断熱改修（個人）	既設窓の断熱改修（管理組合）	備考
①	交付申請（請求）書（第1号様式）	○	○	○	○	複数の機器を申請する場合も一式にまとめてご記入いただけます。
②	本人を確認するための書類 顔写真付き1点または顔写真なし2点	○	○	○	○	本人確認書類の例は7ページを参照
③	助成対象機器の出荷証明書または保証書等の写し	○	○	○	○	メーカー名、製品名、型番が確認できるもの
④	助成対象機器の領収書の写し	○	○	○	○	
⑤	助成対象機器の見積書や契約書等の費用明細の写し	○	○	○	○	・助成対象機器それぞれの費用内訳が確認できるもの ・【窓断熱改修】改修した窓ごとに任意の番号を付けて、対応する写真と平面図に同じ番号を記載すること。
⑥	助成対象機器の設置前の状態を確認できる写真	○	○	○	○	・【太陽光発電システム】モジュール設置前の屋根の写真 ・【窓断熱改修】改修した窓ごとに任意の番号を付けて、対応する見積書等費用明細の写しと平面図に同じ番号を記載すること。
⑦	助成対象機器の設置後の状態を確認できる写真	○	○	○	○	・【太陽光発電システム】モジュールの設置状況が確認できる写真 ・【窓断熱改修】改修した窓ごとに任意の番号を付けて、対応する見積書等費用明細の写しと平面図に同じ番号を記載すること。
⑧	「接続契約のご案内」の写し	○	-	-	-	
⑨	対象設備の熱還流率等の性能が確認できるもの	-	-	○	○	・製品仕様記載のカタログや第三者機関の証明書等 ・国の助成制度（先進的窓リノベ事業など）を利用する場合は、国に提出する性能証明書を流用してください。
⑩	平面図	-	-	○	-	・1居室単位で室内すべての窓を改修したことが分かる図面 ・改修した窓の場所を矢印やラインマーカー等で明確に示すこと。 ・改修した窓ごとに任意の番号を付けて、対応する見積書と写真に同じ番号を記載すること。
⑪	各住戸の所有者のリスト	-	-	-	○	・所定の書式でご提出ください。 ・賃貸・空き家となっている住宅について、リストに記載すること。
⑫	住戸タイプ別の平面図	-	-	-	○	・1居室単位で室内すべての窓を改修したことが分かる図面 ・改修した窓の場所を矢印やラインマーカー等で明確に示すこと ・部屋番号を示すこと ・賃貸・空き家となっている住宅について、図面に記載すること
⑬	管理規約の写し	-	-	-	○	表紙、共用部分の定義、物件名、所在地、物件概要が分かる部分
⑭	助成対象設備の設置及び助成金の交付申請について、総会等で決議されたことが分かる議事録等の写し	-	-	-	○	
⑮	管理組合等の現在の理事長が選任されたときの議事録等の写し	-	-	-	○	
⑯	助成金交付後の決算書等の写し（助成金に係る収支が分かるもの）	-	-	-	○	・助成金に係る収支が分かるもの(助成金交付後にご提出ください)
⑰	委任状	△	△	△	△	助成申請者本人以外の代理申請の場合に必要です。
⑱	同意書	△	△	△	△	賃貸または使用貸借住宅、区分所有住宅の専用部分、共有建築物等で設備設置について申請者以外の同意が必要な場合に必要です。
⑲	国、東京都等が実施する他の制度の交付決定金額の分かるものの写し	△	△	△	△	申請時点で発行されている場合は添付して下さい。
⑳	アンケートの回答	-	-	○	-	専用フォームから回答してください（8ページ参照）。

8. 武蔵野市効率的なエネルギー活用推進助成制度 よくあるお問い合わせ (Q&A)

No	お問い合わせ	回答
1	賃貸借又は使用貸借住宅に設置した場合は助成対象となりますか？	対象となります。ただし、賃借（使用貸借）人の負担で設置・改修しており、かつ住宅の所有者の承諾をとって頂くことが条件となります。
2	集合住宅の専有部分に設置した場合は助成対象となりますか？	対象となります。ただし、助成対象設備の設置・改修について、管理者又は管理組合法人等の承諾をとって頂く必要があります。
3	共有の住宅に設置した場合は助成対象となりますか？	対象となります。ただし、助成対象設備の設置・改修について、共有者全員の承諾をとって頂く必要があります。
4	中古で譲り受けた機器を自宅に設置しました。助成の対象になりますか？	助成の対象とはなりません。申請できる機器は「未使用のもの」に限ります。
5	リースは対象になりますか？	助成の対象とはなりません。
6	助成対象経費に設置費用等は含まれますか？	「太陽光発電システム」、「既設窓の断熱改修」については、助成対象設備の本体・部材の購入費用と設置費用の合計額を助成対象経費とします。「燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）」は、機器購入費用のみを助成対象として、設置費用は含みません。
7	申請のタイミングはいつですか？	市民（個人）の方は、機器の設置完了時の一回のみとなります。管理組合等の場合は、施工業者との契約前まで及び機器の設置完了後の2回となります。
8	提出書類に「設置前の状態と設置後の状態を確認できる写真」とありますが、具体的にどのような写真が必要ですか？	<p>【住宅用太陽光発電システム】</p> <p><設置前> モジュールを設置する前の屋根の状態が確認できる写真。</p> <p><設置後> モジュールの設置状況を確認できる写真。パワーコンディショナの写像是必要ありません。</p> <p>【家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）】</p> <p><設置前> 設置する前の場所の状態が確認できる写真。</p> <p><設置後> 設置状況を確認できる写真。</p> <p>【既設窓の断熱改修】</p> <p><設置前> 断熱改修する前の場所の状態が確認できる写真。</p> <p><設置後> 断熱改修後の設置状況を確認できる写真。</p>
9	初期費用0円・月々定額制の太陽光発電システムを導入しました。助成対象になりますか？	助成の対象とはなりません。太陽光発電システムの助成対象経費は設備の購入費用及び設置費用です。

10	蓄電池は助成の対象になりますか？	助成の対象とはなりません。
11	既に太陽光発電システムを設置していますが、増設したいと考えています。助成の対象になりますか？	増設は対象外です。住宅に新たに設置した場合に対象となります。
12	申請者が住んでいる二世帯住宅や、賃貸併用型の住宅に太陽光発電設備を付ける場合は対象となりますか。	対象となります。ただし、申請者の居住区分にのみ設備が導入されていることが分かる書類の提出が必要です（提出されない場合は対象外となります）。
13	新築住宅の窓を断熱窓に改修したいと考えていますが、助成の対象になりますか。	本助成制度では熱還流率 2.3 以下の断熱窓に交換した場合に助成対象としているため、現在設置されている窓の熱貫流率が既に 2.3 以下である場合は、助成対象となりません。
14	既設窓の改修は、窓の位置の変更や開口部のサイズ変更について、どこまで認められますか。	設置前後の写真から既設窓の改修であることを確認できた場合に対象となります。そのため、リフォーム等によって窓の位置やサイズ変更があった際は対象外となる場合があります。
15	1 つの居室について、今回改修した窓以外に窓が設置されており、その窓が既に断熱窓である場合は助成の対象になりますか。	対象になります。ただし、過去に断熱窓への改修に係る本助成金の支給を受けたことがある場合は対象外となります。
16	領収書が発行されない場合はどうすればいいですか。	領収書の提出は必須です（提出されない場合は対象外となります）。